

「キャリアアカデミー」利用規約

第 1 条(契約の成立)

「キャリアアカデミー」入塾申込者（以下、「受講生」とする。）は、下記の各条項を理解した上で、キャリアアカデミー 株式会社（以下、「当社」とする。）に対して入塾及び契約の申込を行い、当社がこれを承諾し、本契約が成立します。

第 2 条(役務の提供)

(1). 当社は、受講生に対して、本契約日から、入塾申込時に定めたサポート終了日まで、就職活動に関する支援を、面談、講義、集団トレーニング、模試、イベント、就活相談、ES 指導等によって、当社の定める場所、方法にて行います。サポート期間について、開始日は本契約日、終了日は入塾申込時に選択したコースの終了日までです。なお、終了日を迎える前に、いずれかの会社に入社した場合、その時点を持ってサポートは終了となります。

(2). 受講生は、当社の講師による面談を 1 日 1 回、1 回 30 分を上限に、回数無制限にて受講することができます。面談を受講するためには、受講日前日の 17:00 までに面談予約を完了する必要があります。なお、面談予約完了後、その面談が完了するまで、別の面談予約をすることはできません。

(3). 受講生は、当社の講師による講義、集団トレーニングを、回数無制限にて受講することができます。講義は、オンデマンドで映像を視聴する形式の他、教室での対面、オンラインなど、当社の定める場所、方法で行います。

(4). 当社が支援をオンラインにて行うに際し、受講生は、支援を受けるためのパソコンや通信環境等を、受講生の責任において整えるものとします。

(5). 支援が、オンラインビデオ通話サービスを用いて行われる場合、講師、受講生共にビデオカメラを用いるものとします。その際、受講生は、個室に本人のみ在室するものとし、これを満たしていない場合、支援が行われない場合があります。

(6). 当社の責めに帰すべき事由で、ある支援が行われなかった場合、当社は、後日、その支援と同程度の支援を行います。後日に振り替えたことによって受講生に生じた損害について、当社は責任を負わないこととします。

(7). 当社は、サポート終了日まで、受講生による Web からの質問、ES 指導依頼

に、48 時間以内に回答するように努めます。それ以上の時間を要したことにより受講生に生じた損害について、当社は責任を負わないこととします。

(8). 当社は、受講生本人に対して指導を行います。受講生以外の人(友人、兄弟、両親等含む)は、いかなる支援、サービス(面談、電話相談、教室利用等)も受けることができません。

第 3 条(対価の支払い)

受講生は、契約日を 1 日目とし、5 日以内に受講料を銀行振込にて支払うこととします。その際の振込手数料は受講生の負担とします。ただし、分割払いの場合には、申込月から所定の月数の間クレジットカードにて、毎月 1 回支払うこととします。支払いが遅延した場合、年 14.6% の割合による遅延損害金(年 365 日の日割計算)が発生するものとします。

第 4 条(受講料の返金及び内定保証)

受講生は、誠実かつ熱心に就職活動に取り組んだにもかかわらず、卒業時点で内定を一つも得られなかった場合、受講料の全額返還を当社に求めることができます。ただし、返金を求められるのは、次の 7 つの要件を全て満たした受講生に限ります。また、入塾の時点で、既卒者として就活することを決定している者は、内定保証の対象外です。

- (1). サポート終了日前年の 5 月末日までに入塾していること。
- (2). 面談、集団トレーニング、講義、模試、イベントにおいて、遅刻、早退、欠席が 3 回以下であること。ただし、前日 17:00 までに予約をキャンセルした場合、遅刻、早退、欠席として扱いません。
- (3). サポート終了日前年の 5 月からサポート終了月まで、毎月 1 回以上面談を受講し、毎月 2 社以上採用募集に応募すると共に応募状況を面談内やサポートフォームで毎月当社に報告していること。
- (4). 中途退学がないこと。
- (5). 大学院や公務員など、民間企業への就職以外の進路に変更していないこと。
- (6). 入塾の時点で 25 歳以下、かつ職歴がないこと(アルバイトは職歴から除く)。
- (7). 留学生については、サポート終了日前年の 8 月末時点で、日本語能力試験にお

いて N1 の認定を受けていると共にその状況を当社に報告していること。

返金を求める場合、受講期間終了後 30 日以内に「内定保証申込書」に記入し、当社の定める方法にて提出する必要があります。内定保証申込書を受領した日を 1 日目とし、10 日以内に銀行振込により返金します。その際の振込手数料は当社の負担とします。

第 5 条(対価の返金、品質保証、中途解約)

(1). 受講生は、当社が提供するサポートに満足が得られなかった場合、契約日を 1 日目とし、30 日以内に限り、「中途解約申込書」を提出することによって、中途解約を求めることができます。当社は、受講料から実費および中途解約事務手数料 20,000 円(税込)を差し引いた額を、中途解約申込書を受領した日を 1 日目とし、10 日以内に銀行振込により返金します。なお、その際の振込手数料は当社が負担します。

実費は「入塾手数料 30,000 円」、「オンデマンド講義 80,000 円」「面談 1 回(30 分以内)、集団トレーニング、講義、イベント各 1 回 5,000 円」「Web テスト模試 1 回 10,000 円」「Web ES 指導 1 回 3,000 円」、「その他サポート(各種システム利用、選考情報等の各種情報の閲覧、スタッフによるサポート等) 契約日を 1 日目とし、当社が中途解約申込書を受け取った日までの日数×3,000 円」を合計し、消費税を加算したものとします。なお、「オンデマンド講義」は視聴の有無によらず動画視聴権の付与をもって実費として計算します。

(2). 契約に伴い、紹介キャンペーンなど金券等の費用が当社に発生している場合、返金額から相当額を差し引きます。

(3). 受講生が、受講料の一部もしくは全部の支払いが完了していない時点で中途解約を求めた際は、支払済の額が「実費および中途解約事務手数料」を上回る場合、返金を行います。ただし、下回る場合、受講生は、「実費および中途解約事務手数料」から支払済の額を減じた不足額を、当社からの請求日を 1 日目とし、10 日以内に銀行振込にて一括にて支払うこととします。その際の振込手数料は受講生の負担とします。支払いが遅延した場合、年 14.6% の割合による遅延損害金(年 365 日の日割計算)が発生するものとします。

(4). 入塾の前後を問わず、内定を得ている場合は、返金の対象外とします。

(5). 受講生本人以外が中途解約を求めることはできません。

第 6 条(教材)

当社は、受講生に対し、特定教材の購入を強制することはありません。

第 7 条(休講日)

休講日は、下記のとおりです。

- (1). 金曜日と土曜日
- (2). (1)の他に、年末年始、お盆、ゴールデンウィークについて、それぞれ、5～7 日
- (3). (1)、(2)の他に、年 12 日以内の当社が定めた日

その他、台風などにより、臨時休講する場合があります。

第 8 条(契約の解約等)

受講生が、下記に該当する行為を行った場合、当社は、本契約を解約できるものとし
ます。この場合、内定保証と返金は対象外となりますが、第 3 条に定める支払いの義
務は残ります。また、受講生が当社に損害を与えた場合、受講生は賠償請求に応じる
ものとしします。

- (1). 受講生が当社の運営への協力を著しく怠った場合、又は当社の運営を妨害した場
合
- (2). 受講生が当社に無断で当社の講師、スタッフ等の個人の連絡先を聞いた場合。も
しくは、受講生が当社に無断で当社の講師、スタッフ等に受講生の連絡先を教えた場
合
- (3). 受講料の支払いがない場合、遅延が著しい場合
- (4). 個人情報に虚偽の事実を記載した場合、個人情報の変更について、当社への連絡
を故意に行わなかった場合
- (5). 当社から得た就職活動のノウハウ等を受講生でない者に伝えた場合
- (6). 当社が配布した資料等の複製、データ加工、第三者への転送、再配布、ネットへ
の公開等を行った場合
- (7). 当社、当社の講師、サポーター、当社の受講生の社会的信用を毀損した場合
- (8). 当社の支援内容を受講生以外の人に視聴させた場合。録音、録画した場合
- (9). その他、当社へ損害を与えた場合

第 9 条(クーリングオフ及び中途解約について)

本契約は、クーリングオフの対象外です。ただし、受講生は、当社に対し、第 4 条、第 5 条に則って、中途解約、返金を求めることができ、当社はそれに応じることとします。

第 10 条(個人情報保護)

当社は、取得する個人情報について、当社「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第 11 条(免責事項)

当社は、下記について、一切責任を負わないこととします。

- (1). 地震、火災、疫病や自然災害等、やむを得ない事情によるサービス提供の中止、変更。
- (2). 受講生の能力向上、内定等の結果について、受講生の期待と異なること。
- (3). 受講生が、当社の定める場所、方法以外で当社の講師と接触した場合の、受講生に生じた損害。
- (4). 受講生同士が個人の判断により連絡先を交換し、またはその後に交流することにより発生した一切のトラブルや損害。

第 12 条(紛争の解決)

本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。万が一、当社とお客様との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所（または東京簡易裁判所）を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上